

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度 第 2 回弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成 30 年 3 月 20 日 (火)
開始・終了時刻	15 時 00 分から 15 時 55 分まで
開催場所	防災会議室
議長等の氏名	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会 土岐 浩一郎
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 山鹿 高紀ほか 5 名 オブザーバー 弘前市成年後見支援センター 4 名 青森家庭裁判所弘前支部 主任書記官 1 名
欠席者	梅村 芳文 委員、小田切 達 委員、成田 和博 委員
事務局職員の職氏名	健康福祉部理事 須郷 雅憲 福祉政策課長 今 敏行 福祉政策課課長補佐 秋田 美織 福祉政策課主幹兼総務係長 田澤 千佳 福祉政策課総務係主事 中畑まどか
会議の議題	案件 1. 市民後見人広域養成について 2. 権利擁護推進体制強化事業について 3. その他
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	第 2 回弘前市成年後見支援協議会資料一式

事務局	<p>ただ今から、平成 29 年度第 2 回弘前市成年後見支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、梅村医院、小田切委員、成田委員 以上 3 名の方々が所用のため欠席となっており、ただ今の出席委員は 6 名でございます。弘前市成年後見支援協議会運営規則第 4 条第 2 項の規定により、定足数に達しておりますので、会議に入ります。</p> <p>会長欠席のため、同規則第 3 条第 5 項の規定により、本日の進行は会長職務代理者の土岐委員にお願いしたいと思います。土岐委員よろしく願います。</p>
会長職務代理者	<p>では、協議に入ります。</p> <p>【案件 1】「市民後見人広域養成について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは 【案件 1】について事務局から説明します。</p> <p>前回協議会終了後に市民後見人広域養成について市町村担当者勉強会を 2 回開催しました。</p> <p>勉強会では成年後見制度利用促進基本計画を受けての市町村の役割や、広域養成及び養成後の候補者活動支援の必要性についての共通理解を深めました。また、事業概算費用の算定や費用の分担ルールなども検討し、各市町村担当者の方から様々なご意見をいただきました。</p> <p>【資料 1】は弘前市で想定している広域養成時のイメージ図です。養成時にセンターを広域化し、養成終了後の市民後見人の活動サポート・受任調整を行おうとするものです。養成した市民後見人は後見人候補者のほか社協で実施する法人後見の支援員、あっぷる・ハートの支援員など、活動の場が広がるようにしたいと考えています。</p> <p>また、センターの取り組みについて協議・監督する当協議会のような任意の団体を設置し、家庭裁判所・各専門職団体・社会福祉協議会等と連携し、広域的な観点から制度利用の支援体制等について協議することとしています。</p>
事務局	<p>勉強会での各市町村からの意見については、「人口規模の小さい町村では制度のニーズを感じない。」「市民後見人養成の必要性を実感できない。」「制度利用のニーズがないのに費用負担しなければならないのか。」といった声も寄せられました。</p> <p>なお、この件については 3 月 23 日に市町村担当課長会議を開催する予定となっており、各市町村からいただいた意見を元に更なる検討を加えてまいりたいと考えています。</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>青森家庭裁判所弘前支部さんにお聞きしたいんですが、後見等の申立て件数は増加傾向にあると思うんですが、その中で市民後見人が受任する件数も増加傾向にあるのでしょうか。お答えできる範囲で構わないので教えてください。</p>
<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>まず、平成 27 年から平成 29 年までの後見開始、保佐開始、補助開始の全国、青森家裁全体及び家裁弘前支部における各申立件数を紹介します。</p> <p>口頭で申し上げる形になりますがご了承願います。また、今から申し上げる数値は、申立事件のほか取消の審判や、保佐や補助であれば代理権付与といった付随する審判も含まれる数値で、しかも平成 29 年については速報値というような形でご理解をお願いいたします。</p> <p>まず、後見開始の事件ですが、平成 27 年は全国が 27,708 件、平成 28 年は 26,971 件、平成 29 年は 27,919 件。青森家裁管内では平成 27 年が 261 件、平成 28 年は 260 件、平成 29 年は 256 件。弘前支部においては平成 27 年が 69 件、平成 28 年は 71 件、平成 29 年は 53 件。続いて保佐開始について申し上げます。全国は平成 27 年は 11,904 件、平成 28 年は 12,373 件、平成 29 年が 13,361 件。県内の保佐開始、平成 27 年が 83 件、平成 28 年は 104 件、平成 29 年は 136 件。弘前支部は平成 27 年が 22 件、平成 28 年が 32 件、平成 29 年が 30 件。そして、最後に補助開始になりますが、まず全国の平成 27 年が 4,003 件、平成 28 年が 3,942 件、平成 29 年は 4,097 件。青森県管内では平成 27 年が 25 件、平成 28 年が 18 件、平成 29 年が 23 件。弘前支部における補助開始は平成 27 年は 0 件、平成 28 年は 7 件、平成 29 年も 7 件、以上のような統計数値になりました。この統計数値からすると、後見開始及び補助開始は概ね横ばい、保佐開始は増加傾向にあると言えます。後見人の職務というのは、多くの場合、本人が死亡したことにより終了するのですが、終了する件数より新たに増える件数の方が多いので、毎年相当な件数が加算されていくこととなります。その結果、弁護士、司法書士、社会福祉士などのいわゆる専門職後見人が一人で受け持つ件数が多くなっています。さらに、平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行されたことから、今後ますます後見開始等の申立てが増加することが予想されます。現在、津軽地域の市町村が連携して市民後見人の養成に取り組んでいると伺っておりますので、裁判所としても、専門職には数に限りがあること、市民後見人は身上監護面において手厚い対応が期待できることから、市民後見人の活用は前向きに考えており、平成 29 年は青森県内で 9 人、弘前支部で 3 人の市民後見人が選任されています。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>大変詳しくありがとうございました。後見、保佐、補助それぞれの類型</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>について、全国、青森県、弘前ということでご紹介いただきました。後見については横ばいで、保佐が増加傾向、また専門職後見人の負担が増えてきているということからも、市民後見人の重要性が高まっているというお話をいただきました。</p> <p>では、支援体制の部分で成年後見支援センターを受任しているあおい森ねっとさんに相談業務なども含めながら現在の活動状況についてお話しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>はい。相談件数に関してはそれほど増えたり減ったりという訳ではなく、変わらずという感じはしています。それで本日、広域化の話が出ていましたが、他の市町村からの相談も一定数あるので、広域化に向けて進んでいければというふうに考えています。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>市民後見人のサポートなども結構な数になってきたのでしょうか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>そうですね。最近、審判が下りたものも含めると、累計 14 名が市民後見人として活動しています。今、もう一人候補者として進めている案件があります。市民後見人の方たちは主に一人 1 件で進めていて、こちらでサポートしながら活動していただいているという状況です。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>確認ですが、首長申立てを中心に市民後見の方はつけているんですか。何か特別なルールとかはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長申立てに限っていたんですが、市長申立ての件数自体多くないのでなかなか受任に結びつかないということで、平成 28 年度に条件を緩和しました。包括支援センターで申立ての支援を行う場合でも市民後見人をつけることができるというふうに変えたんですが、まだ実績はありません。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。ここまでのところで委員の皆様からご質問等ございましたか。</p>
<p>委員</p>	<p>まだ決定ではないということですが、広域でやるということについて、各市町村の考え方にずれがあるようなんですが、慣らされてくると大変やりやすくなると感じました。例えば、弘前市ですと成年後見制度利用支援事業も対応していただけるんですが、近隣の市町村には首長申立てでないとその対象にしないとか、生活保護でないと対象にしないとかの温度差が見られていましたので、広域でやっていくことで、そういう温度差が無くなっていけば後見人としては活動しやすくなると思いました。</p>

<p>会長職務代理者</p> <p>委員</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>広域において、こういう連携を図っていくのは大変良いことだと思うんですが、まずこの事業を実施するにあたって、現状がどうなっているのか把握する必要があると思うので、もし支援センターさんの方で、法人後見も含めてでも結構ですので、今どういう状況にあるのか、また相談業務でも具体的には弘前市以外にも、例えば青森市や平川市からも色々相談が来るという事例があればご照会いただきたいです。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>昨年の状況で行くと、相談件数は弘前市が一番多いんですが、その次に多いのが平川市、黒石市、その次が大鰐町、藤崎町と続き、田舎館村という風になっています。今年度の分も集計して、地域別に分類しこちらの協議会の場で発表させていただきたいと考えています。</p> <p>広域化についてですが、事務局の方から、周辺市町村の意見として、「必要性があまり感じられない」という内容があったようですが、例えば黒石市を見ると、平成25年度は10件の相談があり、26年度が7件、27年度が11件、28年度が13件となっております。29年度はもう少し件数が増えているような印象があります。また、平川市では社協で法人後見をしているんですが、それでも相談が寄せられている印象があります。あとは、センターに相談が来て、弘前市だと市民後見人を活用するという方法もあるんですが、近隣の市町村になると市民後見人がいない、候補者もないということで、最終的にあおい森ねっとで受任するというケースもあります。あおい森ねっとの法人後見の件数を申し上げますと、平成27年度の新規受任が30件です。受任合計としては60件でした。平成28年度は新規が24件で合計が77件、平成29年度は現段階で、新規が16件で合計が83件となっております。先ほど、家庭裁判所さんから申立て件数のお話がありましたが、弘前市地区だと1年で平均して90~100件くらい、そのうちあおい森ねっとで受任する割合はおそらく4分の1くらいになると思われま。そう考えると割合多いという印象があります。こうなってくると受任しているケースだけで、新しいケースまで手が回らなくなる状況になって来ると思うので、地域において後見の担い手を確保するというのは大事だと思います。</p> <p>また、相談する側も各市町村の窓口などに行って相談をするんですが、そこでは解決できなくてセンターに来ているという方も多いですし、今、広域化の方の担当者会議にも出席してお話を聞いていますが、担当者自身が必要性を認識していないというか、実際にきちんと見てみると、どこの市町村でも空家の問題を抱えていたり、施設の契約をうまくやっていたりといった心配な部分が見られます。そういった意味で、広域化して担当者レベルでの意識づけもやっていく必要がありますし、平川・黒石で</p>

<p>成年後見支援センター</p>	<p>も市民後見人の養成研修をしているんですが、養成だけで終わってしまつて、人材を活かしきれていない現状があると思うので、その辺をどのようにバックアップしていくか考えないといけません。それを各市町村でそれぞれやるというのは非常に大変なことだと思うので、広域化して支援するという方法もあると感じています。</p> <p>あとは、弘前市の施設に入っている方でも、調べてみれば本籍は平川だったりとか、結構流れている方もいると思うので、そうなると色んな市町村の方と協力していく必要があると思いますし、ネットワークを作るために広域化をするというのは大事になって来ると思います。また、問題を解決するためには弁護士や司法書士など専門職の方と連携することもあると思うんですが、専門職の方がどこの地域にでもいるかということ、そんなことはないですね。するとやはり広域化をしてその中のネットワークを使いながら問題を解決することも今後は求められてくるのかなと感じます。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>ありがとうございます。具体的かつ根拠のあるお話でした。広域化のメリットなどもわかりました。あとは人口規模が小さいところだと、自分の市町村では相談しにくいというお話も以前聞いたことがあります。</p> <p>この事業については、3月23日に会議を開催するということですので、関係市町村と十分に協議していただければと思います。</p> <p>続きまして、【案件2】にうつります。事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【資料2】をご覧ください。権利擁護推進体制についてご説明いたします。こちらは30年度に新たに実施予定の事業です。</p> <p>2025年問題の認知症高齢者の急増による権利擁護の制度利用ニーズが増加すると見込まれている反面、今後、後見人等の受け皿はさらに不足する見込みで、地域における後見等の担い手を確保する必要があります。当市においては一般社団法人あおい森ねつとが市内唯一、福祉系法人として法人後見を受任し、専門的知見やネットワークを生かして活動している所ですが、先ほどのお話にもあったように、既に受任件数は飽和状態になりつつあります。このようなことから、市内において安定的に多くのケースを受任できる法人後見を増やすために、弘前市社会福祉協議会が実施する法人後見受任体制構築に助成を行おうとするものです。なお、当該予算については今後市議会に提案していく予定となっております。</p> <p>事業の内容としましては、あおい森ねつとに委託し、弘前市社協に対して計100時間の法人後見研修を実施していただきます。参考までに【資料3】があおい森ねつとさんに考えていただいた研修プログラムの案になります。弘前市社協に対しては、体制整備に要する人件費等を補助します。研修終了後は、法人後見受任に向けて、あっぷる・ハート利用で判断能</p>

事務局	力が低下してしまった方のスムーズな移行など環境を整え、円滑な事業運営へとつなげたいと考えています。そして最終的なイメージとしては、【資料4】のように地域全体として後見の質を高めて被後見人となるご本人をサポートしていけるような地域連携ネットワークを構築してまいりたいと考えています。以上です。
会長職務代理者	ありがとうございました。この事業については、社会福祉協議会さんがキーとなるような形の事業のようですが、何か質問等ございませんか。
委員	こちらの社会福祉協議会でも法人後見をという取り組みについては、以前から市側とも必要性などの部分で、情報共有しながら話し合ってきたところなんです。先日程行われた理事会・評議員会において諮った事業計画の中でも、平成30年度は法人後見について検討を進めるという位置づけで4月からの人員の体制を整えることとしました。また、これから細かい部分を市とあおい森ねっとさんと詰めながら、少しでも早く法人後見業務に取りかかれるよう進めていきたいと考えておりました。
委員	あおい森ねっとさんの方で研修のプログラムを作って育成していくということなんです。社会福祉協議会さんの方では受講する職員は何名くらいを想定しているのでしょうか。あと、県内で社会福祉協議会が法人後見を受任しているという例はどのくらいあるのか教えていただきたいです。
委員	現在のところ、こちらの研修については具体的には決まっていますが、2～3名の受講を検討しています。あと、県内の社協については先ほど少しお話にもありましたが、平川市社協で実施していると聞いていますが、その体制については範囲に制限があるというふうに伺っております。それから八戸の方では後見の監督業務を実施していると聞いておりました。
会長職務代理者	ありがとうございました。受講人数は意外に少ないんですね。
委員	そうですね。社協の地域福祉課の職員数が5名なもので、本当は全員受講できればいいのですが、他の事業の関係もあり2～3名という想定になっていました。研修の時間帯や形式なども見ながらできるだけたくさんの人数が受講できる体制がとれればと考えています。
会長職務代理者	そうすると社会福祉協議会さんの職員の中から受講する人を探すということなんですね。

委員	はい。今考えているのは担当係みたいなものを作って、職員複数名で担当して取り組みに向けての準備を進めていくことを想定していました。
会長職務代理者	ありがとうございます。いかがでしょうか。他にありませんでしょうか。
委員	ひとつ確認なんですけど、今の社協さんへの法人後見のプログラムを見ると、内容が後半の方がほとんど、実際に後見に携わる方の育成のように感じるんですけど、今のところは導入は、後見に携わる予定の方たちでスタートするという理解でよろしかったですか。
委員	はい。そうです。
委員	例えば、この研修を例えば、市民の方に広く周知して支援する人を育てるということは考えているのでしょうか。
委員	これは市やあおい森ねっとさんとのこれからの話し合いになって来ると思うんですが、我々の法人に所属する正式な職員としての担当職員は、しっかりこちらの法人後見の研修で学んでもらって、実際、お手伝いいただく方については、たくさん養成している市民後見人の活用ですとか、市民後見人さんはこういう研修プログラムは既に受けているので、そういう部分で可能性を探っていき、効果的な運営へつなげていけたらと考えています。
会長職務代理者	市民後見人さんに法人後見のチームの一員として活動してもらおうということですね。わかりました。
事務局	ただ今の件ですが、【資料 4】をご覧くださいなのですが、担い手の育成という部分があります。そこで社会福祉協議会で後見の事務を担う方として、職員の方がいらっしゃいます。その他に市民後見人養成研修の修了者の方々に、こうした法人後見のお手伝いしてくださる方を法人後見支援員と位置付けて、報酬を受けながら身上監護を中心とした活動をしていただく方を募っていきたいと考えています。次回市民後見人を育成する時には、こういった道もあるというご紹介をしてサポートに回る方も養成してまいりたいと考えています。
成年後見支援センター	先進地事例を見てみると、市民後見人養成というよりも権利擁護支援員という形で養成している所もありまして、市民後見人を養成してもすぐ後

成年後見支援センター	<p>見人になれる訳ではないので、法人後見のサポートや日常生活自立支援事業の支援員で活動されてから市民後見人になったりという流れもありますし、後見業務というのは、やはり勉強よりも現場でどれだけ経験を積むかというのが大事になって来るので、そういう面では、法人後見の支援員で経験を積みながら、市民後見人になるのを待っているというのも非常に良いことだと思っています。</p>
会長職務代理者	<p>ありがとうございました。担い手が別々に養成されて別々に動くのではなくて、色々兼ねながらということで、そうなると管理とか調整などが大変になって来ると思うんですが、その辺は事務局はじめ、関係者で協力してやっていかなければならないところだと思います。</p>
委員	<p>【資料4】の中に専門職として、行政書士・弁護士と書いてあるんですが、これは後見業務に携わる職として書いているならば、司法書士というのが本来なのかなと思います。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、司法書士に修正させていただきます。失礼しました。</p>
会長職務代理者	<p>早く実施すればするほど体制が整って、地域の方々にとっても役に立つことができるだろうと思われま。ということで【案件2】につきましては、これでいったん終わります。続きまして【案件3】として「その他」を準備してございますが、委員・オブザーバーの皆様から何かありませんか。</p>
委員	<p>障害者相談支援事業所等でも、今すぐではありませんが、ニーズは増えつつあって将来的には後見を利用する人も増えてくると考えています。広域で協力して利用者の皆さんが安心して使えるようになればいいと考えています。</p>
成年後見支援センター	<p>これはこれから一緒に考えていけたらいいと考えているんですが、高齢者の部分は、後見制度利用する施設も増えてきているんですが、障がいの方は、まだまだ施設によってかなり温度差はあると感じています。先日、岡山県の弁護士さんとお話をする機会があったんですが、岡山県だとかなり制度が浸透していて、後見をつけてないと施設にも入れないという話を聞きました。こちらだとまだ通帳は施設で管理していて、内容も不透明な部分があったりするので、この辺をどうやって普及させていくかということは今後一緒に考えたり、アイデアをいただいたりしたいと思っています。</p>

<p>委員</p>	<p>そうですね。入所する段階で、その辺を考えたりするんですが、途中で両親が高齢になって、ご兄弟も疎遠になって段々と困ってくるという状況もありますので、施設の職員の側でも意識を高めていければいいなど考えています。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>今がちょうど過渡期だと思うんです。障がいの施設が40年、50年経って、先に親が亡くなって、ではこの後どうするんだろうという問題になるので、適切に支援をはじめておかないと後で施設の方で困るというケースも出てくると思うので、その辺を私たちの方でも普及を図っていかれたら思っていました。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>ありがとうございました。他にありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>【案件1】にもありますように、今後は益々広域化して、弘前市のみならず周りの市町村とも協力していくとなれば、今の事務所は手狭ではないかと思うんですが、現場としてはどのように考えているのか教えていただければと思います。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>そうですね。かなり手狭です。例えば市民後見人の方たちが月に1回集まるんですが、そうなる狭くて全然動けない状態になってしまいますし、相談も現在は複数あると部屋に仕切りがあるだけなので、情報がだだ漏れという状況です。場所の方は一応、市側とお話ししながら検討していて、候補をいくつか絞っていきたいんですが、今の事務所は法人とセンターが一緒になっているので、今後は広域化するなら、なおさら明確に分けてやらないとは思っているんで、今くらいのスペースがもう一つほしいというのが正直なところです。できれば距離的にも近くで駐車スペースがあってという所で探しているんで難しいなという状況です。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>業務量も増えて今の所ではかなり手狭になってきたということで、取り扱う案件も非常にプライバシーに関わることもあると思うので、ある程度のスペースは必要ですね。</p> <p>では、だいぶ残り時間が少ないんですが、家庭裁判所の方にお話を伺ったんですが、その他に、本日の協議の内容でご意見やアドバイスなどあればお願いいたします。</p>
<p>青森家庭裁判所 弘前支部</p>	<p>先ほどから、皆さんのお話を伺って、やはり地域で後見について関心が高いという印象を受けました。その必要性については市町村間で温度差があるように感じました。</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>ありがとうございました。それでは、案件についてはこれで終了ということで会議を閉じたいと思います。</p> <p>〈散 会〉</p> <p>・会議の公開、非公開 【公開】 ・傍聴者数 【0名】</p>
----------------	--